

| 第 11 回御嵩町農業委員会会議録 | |
|-------------------|---|
| 1、招集年月日 | 令和 6 年 6 月 4 日 |
| 2、招集場所 | 御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室 |
| 3、開会 | 午前 9 時 00 分 |
| 4、会議に付された件名 | |
| 議第 36 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について |
| 議第 37 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議第 38 号 | 農業委員会等に関する法律第 37 条の規定による農業委員会事務の情報の公表について |
| 議題 39 号 | 上之郷地区地域計画及び目標地図案に対する意見について |
| 報第 11 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 5、事務局 | 事務局長 渡辺 一直 事務局次長 伊藤 博之 書記 宮内 一成 |
| 6、会議録署名者 | 9 番 伊佐次 順子 委員 10 番 加納 恒明 委員 |
| 7、欠席委員 | |
| 議 長 | <p>ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 11 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録署名者に、9 番 伊佐次 順子 委員、10 番 加納 恒明 委員を指名します。</p> <p>それでは議第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> |
| 事務局 | <p>2 ページをご覧ください。議第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 6 ページまでをご覧ください。以上です。</p> |
| 議 長 | 事務局からの朗読が終わりましたので、これより審議に入ります。1 号事案について、11 番 田中 豊雄 委員 説明願います。 |
| 11 番 田中委員 | 11 番 田中です。1 号事案の説明をします。事務局から説明あり |

| | |
|-------|--|
| | <p>ました箇所につきましては省略します。資料の5—1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、御嵩公民館より西200m程の所です。</p> <p>権利を設定し、又は移転使用とする理由の詳細について。使用借人は、現在可児市の賃貸住宅に移住しておりますが、御嵩町に戻り住宅を建築することを計画しました。</p> <p>計画にあたり父所有の本件申請地での建築の同意を父から得られたことから建築をする次第です。</p> <p>事業の操業期間又は施設の利用期間は令和6年12月1日から20年です。資金調達は借入金にて充当。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側畑、南側道路、北側宅地です。生活雑排水は南側道路内下水施設に排水します。雨水は南側側溝へ放流します。</p> <p>転用する事によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要ですが、申請地の周囲にはコンクリートブロックを設け農地及び隣接地へ土砂や雨水の流出を防止します。その他、工事施工にあたっては周辺農地に被害を及ぼさないよう注意して行い、被害が発生した場合には使用借人の責任において保証します。</p> <p>添付書類として、県知事あて契約書・登記書・登記図・配置図・平面図・隣地承諾書・ローン事前相談の結果のお知らせ・板良水利組合の契約書・委任状が提出され確認しました。</p> <p>5月22日に事前説明、28日に現地確認を行いました。</p> <p>私は、1号事案に問題がないと思います。皆様の審議をお願いします。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>質疑に入ります。質疑等はありませんか。</p> <p>質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> |
| 事務局 | <p>次に議第37号農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。</p> <p>事務局より朗読願います。</p> <p>4ページをご覧ください。議第37号 農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>農用地利用集積計画について、別表のとおり決定するものとする。</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>5 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は7 ページをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。当該1号事案は1番 水野 宏治 委員に関係しますので、1番 水野 宏治 委員は農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(1番 水野 宏治 委員) 退 席</p> <p>1号事案について、鍵谷 道隆 推進委員 説明願います。</p> |
| <p>鍵谷 推進委員</p> | <p>伏見地区の鍵谷です。5月21日に地区担当の水野委員と現地を確認致しました。既に伏見営農で昨年までつくっておりました。営農条件等に問題ないはないと思います。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質疑に入ります。質問はありますか。質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>特にありません。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。審議終了いたしましたので、1番 水野 宏治 委員の着席を認めます。</p> <p>(1番 水野 宏治 委員) 着 席</p> <p>次に議第38号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による農業委員会事務の情報の公表について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>6 ページをご覧ください。議第38号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による農業委員会事務の情報の公表について。農業委員会等に関する法律第37条の規定により、別添のとおり農業委員会事務の情報を公表することについて委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>(朗読)</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>議第 38 号について、説明は以上です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>特にありません。</p> |
| 議 長 | <p>採決に入ります。議題 38 号について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、議題 38 号は適当と認めます。 次に議第 39 号上之郷地区地域計画及び目標地区案に対する意見について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>7 ページをご覧ください。議題 39 号 上之郷地区地域計画案及び目標地区案に対する意見について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、上之郷地区の地域計画案及び目標地区案に対して委員会の意見を求めるものとする。資料は 16 ページからご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>説明は以上です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>質疑に入ります。質問はありますか。特に上之郷地区の委員さんはいかがでしょうか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>今後の予定としまして、農業委員会の他に農地中間管理機構、めぐみの農業協同組合等にも意見聴取を行い、大きな変更がない場合は、当該上之郷地区の地域計画は策定という形で進めさせていただきます。 また、御嵩、中、伏見地区につきましては今年度中に同じく地域計画を策定する必要がありますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>採決に入ります。議題 39 号について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、議題 39 号を適当と認めます。</p> <p>次に、報第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います</p> |
| 事務局 | <p>8 ページをご覧ください。報第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の</p> |

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>議 長</p> <p>事務局次長</p> <p>議 長</p> | <p>規定による届出について。 別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。9ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p> <p>事務局より補足説明はありますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> |
|------------------------------------|--|

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

9 番

10 番